

明けましておめでとうございます

本年もよろしくお願ひ致します。
 皆様にとりましてお健やかな一年でありますようお祈り申し上げます。
 多くの皆様のお陰で、会は新しい年を迎えることが出来ました。
 この新しい年が、輝ける未来につながることを願ひながら、
 今年も確かな小さな活動を重ねて参ります。
 昨年も国内外ともに多くの災害や争いが生じ、多くの人々が苦しみました。確かな朝(あした)が来るよう願わずにはおられません。



二〇〇五年一月一日

特定非営利活動法人

尾張地域福祉を考える会

まごころ

よがあげて/あさがくるっていうことは
 あたりまえのようであって
 じつは/とてもすてきなこと
 谷川俊太郎詩集「あさ」のあとがきから

有償の助け合い活動は 請負業との判決

～流山裁判の
判決理由は時代に逆行～

「控訴棄却」判決理由は、くしくも
何故有償活動が必要か、
その根拠とされた問題点でした

当会報No.130号(平成16年4月号)で、千葉県流山市の千葉地裁が有償の活動を収益事業と認定したことを報告しました。その後、これを受けて、流山ユーアイネットは控訴しましたが、このほど東京高裁はその控訴を棄却、有償活動はボランティア活動ではありませんが、請負業であり課税対象であるとされました。今回の判決は本当に残念であり、とりわけその判決理由に驚かされました。何故ならば、その判決理由は、当時、定義をされていたボランティア論では、在宅で療養される方へ、継続して、当てになる支援活動が出来ないと私達が有償活動を開始しなければならなかった理由そのものを根拠にしていたからです。

判決理由の一部

有償活動にした理由

- ①必要なサービスを必要な時に、必要なだけ行う約束を遂行するには、指示が出せる事務所が必要。
- ②助け合い活動では、対等な関係を守る。意欲のある方は誰でも参加出来るよう交通費やエプロン代程度の謝礼が必要。
- ③当てに出来る、定期的・継続的ケアであること。(事務所はケアに穴をあけないようにする)
- ④ボランティアが安心して活動が行えるよう、せめて保険料は事務所で負担が望ましい。

- ①ボランティアは自発性のものであり、業務遂行上事務所からの指示に従って活動を行うのはボランティアではない。
- ②支払額が固定し、一定の事務費を取っているのはボランティアではない。
- ③時間的、場所的拘束は協力者の自由性がない。
- ④事務所がボランティアや在宅保険料の負担をしているのはおかしい。ボランティアは本来自己負担が前提である。

私達が、何度も繰り返し掲げてきた提言であり、有償活動を行う後押しになっていたのが平成5年7月29日に出された中央社会福祉審議会地域福祉専門部会の意見具申。これは、時代を超えての提言です。

「助け合い活動の精神に基づき、互いの謝意と経費を認め合うことは、ボランティアの本来的な性格から外れるものではない。またこのことは、経済的なゆとりのある人だけではなく、活動意欲のある人は、誰でも広く公平に参加する機会が得られるためにも必要である」



介護の社会化は、今後益々拍車がかかると感じられます。その中で介護保険制度の改革も様々に取り沙汰されています。有償の助け合い活動は改めてその必要性が問われるようになると思われます。当会もこういう判決を機に12年間の活動がどうあるべきかを考えることに迫られているようです。

No.55 チェック介護保険・支援費

支援費・大事なサービスが中止に
 養護学校のバス停から自宅への送迎
 もともと、支援費では学校への送迎は利用出来ませんが、一宮市では、養護学校のバス停からならと許可を頂きました。しかし、今回愛知県は一宮市近隣市に制度に沿うよう指導、養護学校のバス停から自宅までヘルパーが同行するケアについて中止するよう、一宮市から当会へも連絡がありました。

社会生活への自立に向けて ヘルパーと一緒に

このサービスは、障害を持つ子供達が学校と家族以外の社会にかかわる機会を持つことが少いことから、これからの社会生活に向け、他の人とのかわりを持てるようにと、ご家族が希望されヘルパーを利用されることになったものです。母親に代わってヘルパーがバス停から自宅まで一緒に歩くことでヘルパーに慣れ、在宅での支援の散歩やお買い物、一緒に何かを作るなどの内容につなげていきます。また、働く母親が仕事中にバス停に迎えることが出来ないこともあり、この利用が広がっています。

このサービスは、他人に馴染まない児童や一人で帰るには不安のある児童にとって必要なサービスでした。
 今更中止といわれては困ることは当然です。まして働くお母さんにとっては、どうしようかということになります。

児童デイサービスの送迎にも

今、児童デイサービスについても同じことが起こっています。
 児童デイサービスの送迎は、自宅から児童デイの場所までが原則で、そこには事業所に送迎加算がついています。
 しかし、在宅と同じように養護学校のバス停から児童デイの場所への送迎が出来ない事になっており、これには送迎加算がつかいません。
 従って、働く母親や用があつてバス停に迎えられない方は、バス停から児童デイの場所までの迎えを、事業所独自の送迎サービスを利用確保しなければなりません。
 事業所側では、送迎がセットであるべきデイサービスでありながら、バス停への迎えについて問題にしなければならぬことは本意です。
 しかも、今の制度では、安全確保や確かな療育、ニーズに沿う療育時間などを考慮して行えば、採算がとれていないのが実情です。その上に、バス停までのお迎え経費をどうしていくのか悩まなければならぬのです。

実態に即した制度に

どうぞ、障害を持つ子供達の特性や環境などの実態を把握され、ご理解をいただけるよう、実態に即した制度作りをお願いしたいと思います。